

保護者 様

印西市教育委員会学務課長  
印西市教育委員会指導課長

### 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営について（依頼）

このたび、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受け、印西市立小中学校の対応を検討し、令和4年3月10日から児童生徒の出席停止等の取扱いについて一部を変更することとしました。

新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的には概ね減少傾向にあるものの、印西市においては、児童生徒や教職員、その家族に多くの感染者が確認されております。各学校においては、毎日の健康観察と感染予防対策の徹底について改めて確認し、可能な限りの感染リスクの低減に努めながら教育活動を継続しているところです。

ご家庭におかれましても、感染防止対策の徹底を心がけていただき、下記に示しました児童生徒の健康観察等についてご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 児童生徒の健康観察等について

引き続き、感染予防のため各家庭での健康観察の継続をお願いします。毎朝、検温・健康観察を行い、健康観察カードへの記入や健康観察フォームでの回答をした上で、マスクを着用して登校させてください。（飛沫感染予防の観点から、可能な限り、不織布マスクの着用にご協力をお願いします）

#### 2 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持つと言われております。そのため、お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

##### ①児童生徒本人について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査や抗原検査を受ける
- ・濃厚接触者に特定された
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む 等

※花粉症等のアレルギー疾患等による症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合の登校については、学校に相談してください。

## ②同居する家族について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査や抗原検査を受ける
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある 等

※同居する家族が濃厚接触者となったり行政検査の対象者となったりした場合であっても、児童生徒本人や同居家族の体調が良好であれば登校して構いません。念のため登校を控える場合は、欠席扱いとしません。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安
- ・本人のワクチン接種
- ・同居する家族のワクチン接種による副反応

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※登校の判断に際しては、くれぐれも慎重にご対応くださるようお願いいたします。

## 3 児童生徒等が感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒や教職員の感染が判明し、学校での感染拡大のおそれがある（濃厚接触者の特定が必要となる）場合には、学校での行動履歴を調査\*します。調査結果から、保健所が示す基準に基づき教育委員会と学校で協議し、濃厚接触者の有無を判断し、保健所の確認を得ます。

**\*学校での行動履歴の調査が必要な期間は、発症日（無症状の場合は検査日）の2日前までで感染者が登校した日とされています。**

- (2) 児童生徒の感染が判明した際は、速やかに学校への連絡\*をお願いします。併せて、学童クラブや習い事等、下校後や休日の活動で感染の影響が心配される方や施設へも、ご家庭から連絡をお願いします。

**\*休日等で学校への電話が繋がらない場合は、学校からお知らせされているメールアドレスへのメール送信での連絡をお願いします。**

- (3) 感染者は、発症日を0日目とし、10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過後（症状がない場合は、検査日を0日目とし、7日間経過後）まで自宅等で療養することとなります。療養終了をもって児童生徒の登校が可能となります。

- (4) 同居家族に感染が判明する等で、児童生徒が濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触日\*から7日間は自宅待機等を行うこととなるため、登校はできません。待機期間中に発熱等の症状が出現した場合は、発熱外来に相談するとともに、学校へもご連絡ください。

**\*感染者が同居家族の場合は、感染者の発症日、または住居内で感染対策（マスクの着用、消毒の実施等）を講じた日のいずれか遅い方となります。**

- (5) 児童生徒等の感染状況により、感染拡大防止のための臨時休業（全校、学年、学級）を行う場合があります。臨時休業の実施に当たっては、感染者数や体調不良者数、活動の状況、教室環境等を踏まえて、その都度、臨時休業が必要な範囲や期間を判断し決定しています。